

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年1月11日（令和6年（行情）諮問第13号及び同第14号）

答申日：令和7年3月28日（令和6年度（行情）答申第1121号及び同第1122号）

事件名：「4術校」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「4術校」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる6文書（以下、順に「文書1」ないし「文書6」といい、第4及び第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年12月9日付け防官文第23121号、令和5年9月29日付け同第20276号、令和5年2月24日付け同第3682号及び令和5年9月29日付け同第20277号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 諮問第13号

(ア) 原処分1関係

a 文書の特定が不十分である。

(a) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面

(1)」(平成24年11月22日)8頁【別紙1(略)】である。

(b) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」(平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」(20頁)と定めている。

(c) (a) 及び (b) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(d) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

b 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報(別紙2(略)で説明されているもの)及びプロパティ情報(別紙3(略)で説明されているもの)が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

c 特定されたPDFファイルが本件対象文書(第2においては、各原処分の対象である文書を指す。第3において第2の内容を引用する場合も同じ。)の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

d 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するならば、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

e 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

f 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

g 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

h 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(イ) 原処分2関係

a 上記ア（ア）aと同じ

b 上記ア（ア）bと同じ

c 上記ア（ア）cと同じ

d 上記ア（ア）dと同じ

e 上記ア（ア）eと同じ

f 上記ア（ア） f と同じ

g 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

h 上記ア（ア） h と同じ

イ 諮問第14号

（ア）原処分3関係

a 上記ア（ア） a と同じ

b 上記ア（ア） b と同じ

c 上記ア（ア） c と同じ

d 上記ア（ア） d と同じ

e 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

（イ）原処分4関係

a 上記ア（ア） a と同じ

b 上記ア（ア） b と同じ

c 上記ア（ア） c と同じ

d 上記ア（ア） d と同じ

e 上記ア（ア） e と同じ

f 上記ア（ア） f と同じ

g 上記ア（イ） g と同じ

h 上記ア（ア） h と同じ

（2）意見書

諮問第13号（いずれも文書3に関するものと解される。）

ア（意見1）3枚目の不開示箇所の特定が不十分である。

本件対象文書のうち3枚目には、編集注記として「著作権に係る事情により、来校された方はお見せできません」と記述されている。

即ちこの写真においては、不開示決定により開示実施において墨消しされた箇所と、原本において既に墨消しされていた箇所が存在すると思われる。

諮問庁の示唆では、原本において既に墨消しされた箇所がどこであるかを確認することができない。

イ（意見2）不祥事の隠蔽のために不開示決定が利用されてはならない。

本件対象文書のうち34～37枚目（原文ママ）については、諮問庁の不祥事についての記事と思われる。

記事で言う不正事案はメディアに報じられていないと思われる。諮問庁は自らの不祥事を隠蔽するために不開示決定にしたと言わざるを得ない。

個人が特定される情報を除き、開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第13号（原処分1及び原処分2関係）

（1）経緯

原処分1及び原処分2に関する開示請求（以下「本件開示請求1」という。）は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書1ないし文書3を特定した。

本件開示請求1については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年12月9日付け防官文第23121号により、本件対象文書のうち、文書1について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年9月29日付け防官文第20276号により、本件対象文書のうち、文書2及び文書3について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

諮問第13号の前提となる審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（2）法5条該当性について

原処分1及び原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、理由説明書別紙第2（略）のとおりであり、文書1ないし文書3のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求1に対して特定

し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、文書1ないし文書3と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分2においては、文書1ないし文書3の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、当該文書の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分1及び原処分2において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求1に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求1に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

キ 審査請求人は、「複製媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

ク 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書1ないし文書3のほかに本件開示請求1に係る行政文書は保有していない。

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

(4) 補充理由説明書

理由説明書においては(上記(2)及び別表番号1の説明を指す。)、文書3の34枚目(写真の顔部分を除く)ないし37枚目の不開示部分については、法5条1号に該当し不開示としたが、当該部分は、自衛隊において発生した非違行為への対策が示されており、これを公にすることにより、当該対策の経緯や内容等が推察され、悪意を有する相手方を

して、その対策の実効性を失わせるような行動を採ることを可能ならしめるなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号柱書きの不開示理由を追加する。

2 諮問第14号（原処分3及び原処分4関係）

（1）経緯

原処分3及び原処分4に関する開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書4ないし文書6を特定した。

本件開示請求2については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年2月24日付け防官文第3682号により、本件対象文書のうち、文書4について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った後、同年9月29日付け防官文第20277号により、本件対象文書のうち、文書5及び文書6について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

諮問第14号の前提となる審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（2）法5条該当性について

上記1（2）と同じ（ただし、「原処分1及び原処分2」を「原処分3及び原処分4」に、「文書1ないし文書3」を「文書4ないし文書6」に改める。）

（3）審査請求人の主張について

ア 上記1（3）アと同じ

イ 上記1（3）イと同じ（ただし、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に改める。）

ウ 上記1（3）ウと同じ（ただし、「文書1ないし文書3」を「文書4ないし文書6」に改める。）

エ 上記1（3）カと同じ（ただし、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に、「原処分1」を「原処分3」に改める。）

オ 上記1（3）エと同じ（ただし、「原処分1及び原処分2」を「原処分4」に、「文書1ないし文書3」を「文書5及び文書6」に改める。）

カ 上記1（3）オと同じ（ただし、「原処分1及び原処分2」を「原処分4」に改める。）

キ 上記1（3）クと同じ（ただし、「文書1ないし文書3」を「文書4ないし文書6」に、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に改める。）

ク 上記1(3)キと同じ

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3及び原処分4を維持することが妥当である。

(4) 補充理由説明書

理由説明書においては(上記(2)及び別表番号1の説明を指す。)、文書6の28枚目(写真の顔部分を除く)ないし31枚目の不開示部分については、法5条1号に該当し不開示としたが、当該部分は、自衛隊において発生した非違行為への対策が示されており、これを公にすることにより、当該対策の経緯や内容等が推察され、悪意を有する相手方をして、その対策の実効性を失わせるような行動を採ることを可能ならしめるなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号柱書きの不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年1月11日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第13号及び同第14号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同月26日 審議(同上)
- ④ 同年2月13日 審査請求人から意見書を収受(令和6年(行情)諮問第13号)
- ⑤ 令和7年2月28日 本件対象文書の見分及び審議(令和6年(行情)諮問第13号及び同第14号)
- ⑥ 同年3月3日 諮問庁から補充理由説明書を収受(同上)
- ⑦ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定並びに原処分1、2及び4における不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示等を求めているが、諮問庁は、上記第3の1(4)及び同2(4)のとおり不開示理由を追加した上、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認さ

せたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求1の対象は、審査請求人が開示請求書に記載した「『4術校』のうち防官文第19953号（2021.9.30-本本B1437）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2021.9.30-本本B1437）で特定された後に作成されたもの全て。」について、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解した。

イ 本件開示請求2の対象は、審査請求人が開示請求書に記載した「『4術校』のうち防官文第23121号（2022.10.11-本本B1671。原処分1）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2022.10.11-本本B1671）で特定された後に作成されたもの全て。」について、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解した。

ウ 本件対象文書は、経理、調達、補給、給養及び監理業務関係者相互の意思の疎通並びに知識及び技能の向上を図り、かつ業務の効率的推進を期することを目的として、海上自衛隊第4術科学校研究部資料課が編集し、同校が発行している部内向け図書である。

エ 本件審査請求を受け、関係部署の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル、共有サーバーの再度の探索を行ったが、原処分において特定した本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 以下、検討する。

本件対象文書が海上自衛隊第4術科学校において発行している部内向け図書であり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)ウ並びに上記第3の1(3)ク及び同2(3)キの説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記(1)エの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、理由説明書別紙第2のうち、本件不開示部分の不開示情報該当性に関する部分は別表のとおりであるとのことであるので、それを前提として、以下検討する。

(1) 別表番号1に掲げる不開示部分について

ア 別表番号1に掲げる写真の顔部分に該当する不開示部分

標記不開示部分は、防衛省・自衛隊の職員及び自衛官、防衛省・自衛隊以外の行政機関の職員、外国軍人並びに民間人の写真の顔部分であり、当該各部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、上記各部分を含む自衛官等の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、防衛省・自衛隊においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分における被写体である自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者であり、また、自衛官以外の防衛省・自衛隊を含む行政機関の職員、外国軍人及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行がある事情はない旨補足説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 文書3の34枚目（写真の顔部分を除く。）ないし37枚目及び文書6の28枚目（写真の顔部分を除く。）ないし31枚目の不開示部分

(ア) 文書3の34枚目及び文書6の28枚目の不開示部分のうち、それぞれ上から1行目ないし10行目の部分

標記不開示部分には、当該部分の記事を寄稿した者の経歴に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、原処分で開示されている当該寄稿者の氏名と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、原処分において個人識別部分である当該寄稿者の氏名が既に開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、同条6号

柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 上記(ア)を除く部分

a 別紙の3に掲げる部分を除いた部分

標記不開示部分には、自衛隊において発生した非違行為への対策に関する事項が記載されていると認められるところ、その内容に照らせば、当該不開示部分を公にした場合、当該対策の経緯や内容等が推察され、悪意を有する相手方をして、その対策の実効性を失わせるような行動を採ることを可能ならしめるなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の1(4)及び同2(4)の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

したがって、標記不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

b 別紙の3に掲げる部分

しかしながら、別紙の3に掲げる部分については、特定の個人を識別でき、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報とは認められず、また、非違行為への対策の経緯や内容等が推察され、悪意を有する相手方をして、その対策の実効性を失わせるような行動を採ることを可能ならしめるなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とも認められないことから、当該不開示部分は、法5条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 上記ア及びイで判断した部分を除く不開示部分

標記不開示部分には、記事を寄稿した自衛官等の期別、経歴、離着任等に係る日付及び年齢に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、それぞれ単独で又は原処分で開示されている寄稿者の氏名と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとも認められない。また、原処分において個人識別部分である当該自衛官等の氏名が既に開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、教育訓練における課程数、教務回数、教育時間及び教育人数等に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、ジブチ共和国との協議に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国とジブチ共和国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表番号4に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、各術科学学校における研究体制及び態勢並びに印刷隊の組織等に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表番号5に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、情報収集活動水上部隊の後方支援連絡業務に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表番号6に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、自衛隊における装備品の性能等に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表番号7に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、ハザードマップ、栈橋作業チェックリスト、フォークリフト運転技能講習、コロナ禍における指示確達への対応策、コロナ禍における感染防護対策、コロナ禍における隊員食堂での改善事項、護衛艦における訓練状況、一般所在教育化の試行、輸送に係る取組及び日米燃料ACSA等に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表番号8に掲げる不開示部分について

ア 文書3の17枚目及び文書6の11枚目の写真の顔部分を除く上から1箇所目及び2箇所目並びに文書3の51枚目及び文書6の45枚目の写真の顔部分を除く上から1箇所目の不開示部分

標記不開示部分には、寄稿した自衛官の離着任等に係る日付が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、上記(1)ウと同様の理由により、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その余の部分

標記不開示部分には、安全管理組織及び海上自衛隊の組織に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(9) 別表番号9に掲げる不開示部分について

ア 文書3の58枚目及び文書6の52枚目の写真の顔部分を除く上から1箇所目及び2箇所目、文書3の61枚目及び文書6の55枚目の上から2箇所目並びに文書3の84枚目及び文書6の78枚目の写真の顔部分を除く上から1箇所目の不開示部分

標記不開示部分には、記事を寄稿した自衛官の経歴に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、上記(1)ウと同様の理由により、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その他の部分

標記不開示部分には、派遣海賊対処行動に係る運用要領及び海上自衛隊の輸送に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用要領、能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(10) 別表番号10に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、派遣海賊対処行動に係る運用要領及びジブチ共和国における物品輸送に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(11) 別表番号11に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、ジブチ共和国における拠点業務隊及び組織編成に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用要領、能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の

理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(12) 別表番号12に掲げる不開示部分について

ア 文書3の97枚目及び文書6の91枚目の写真の顔部分を除く上から1箇所目の不開示部分

標記不開示部分には、記事を寄稿した自衛官の期別に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、上記(1)ウと同様の理由により、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その他の部分

標記不開示部分には、日米燃料ACSAに関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 文書3の3枚目と解される不開示箇所の特定が不十分である旨の主張について(上記第2の2(2)ア関係)

審査請求人のこの点の主張は、文書3の中に原本において既に墨消しされていた箇所が存在することを前提とするものであるが、当審査会において本件対象文書中の文書3を確認したところ、いずれの不開示部分も墨消しされず判別可能な状態であり、処分庁において不開示としたものであることが認められるから、前提を欠く。本件では、他に不開示部分の特定が不十分であると認めるべき理由はなく、審査請求人の上記主張は採用できない。

(2) 文書3の34枚目ないし37枚目と解される不開示部分は不祥事の隠蔽のためであり、開示されるべきである旨の主張について(上記第2の2(2)イ関係)

当該不開示部分の不開示事由該当性に関する当審査会の判断は、上記3(1)イにおいて述べたとおりであり、原処分が不開示としたことが妥当であるとした部分については、開示されるべきであるとする審査請求人の主張は採用できない。

(3) 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

(1) 本件請求文書1 (諮問第13号)

『4術校』のうち防官文第19953号(2021.9.30-本本B1437)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2021.9.30-本本B1437)で特定された後に作成されたもの全て。

(2) 本件請求文書2 (諮問第14号)

『4術校』のうち防官文第23121号(2022.10.11-本本B1671)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022.10.11-本本B1671)で特定された後に作成されたもの全て。

2 (特定された文書)

(1) 諮問第13号

ア 原処分1関係

文書1 4術校 第115号(2021年度) (表紙及び目次のみ。)

イ 原処分2関係

文書2 4術校 第114号(2020年度) (表紙及び目次を除く。)

文書3 4術校 第115号(2021年度) (表紙及び目次を除く。)

(2) 諮問第14号

ア 原処分3関係

文書4 4術校 第115号(2021年度) (表紙及び目次を除く。)(1枚目ないし6枚目。)

イ 原処分4関係

文書5 4術校 第114号(2020年度) (表紙及び目次を除く。)

文書6 4術校 第115号(2021年度) (表紙、目次及び1枚目ないし6枚目を除く。)

3 (開示すべき部分)

文書3の36枚目及び文書6の30枚目の不開示部分のうち、それぞれ19行目以下の部分

別表（不開示とした部分及び理由）

| 番号 | 文書番号 | 不開示とした部分 | 不開示とした理由 |
|----|-------------|--|---|
| 1 | 文書 1 | 3 枚目の一部 | 個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。 |
| | 文書 2 及び文書 5 | 1 枚目ないし 5 枚目、7 ページ、8 ページ、10 ページないし 12 ページ、18 ページないし 21 ページ、30 ページ、34 ページないし 36 ページ、40 ページ、44 ページ、49 ページ、54 ページ、58 ページ、62 ページ、64 ページ、68 ページ、71 ページ、73 ページ、75 ページ、78 ページ、80 ページ、84 ページ、85 ページ、87 ページ、89 ページ、91 ページ、96 ページ、106 ページ、111 ページ、112 ページ、114 ページ、116 ページ及び 117 ページのそれぞれ写真の顔部分 | |
| | | 8 ページないし 13 ページ、18 ページないし 21 ページ、29 ページ、35 ページ、36 ページ、44 ページ、49 ページ、54 ページ、58 ページないし 62 ページ、64 ページ、91 ページ、106 ページ、111 ページ及び 122 ページのそれぞれ一部 | |
| | 文書 3 | 1 枚目ないし 6 枚目、11 枚目、13 枚目、17 枚目、20 枚目、21 枚目、34 枚目、38 枚目、41 枚目、44 枚目、48 枚目、51 枚 | |

| | | | |
|------------|--|--|--|
| | | <p>目、53枚目ないし55枚目、58枚目ないし60枚目、63枚目、64枚目、68枚目、72枚目、73枚目、75枚目、80枚目、81枚目、83枚目、84枚目、93枚目、95枚目ないし97枚目、109枚目及び113枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書きイに該当するものを除く。）</p> | |
| | | <p>13枚目、21枚目、26枚目、27枚目、34枚目、64枚目、88枚目、93枚目、109枚目、110枚目及び113枚目のそれぞれ一部</p> | |
| | | <p>35枚目ないし37枚目及び89枚目ないし92枚目のそれぞれページ番号を除く全て</p> | |
| <p>文書6</p> | | <p>5枚目、7枚目、11枚目、14枚目、15枚目、28枚目、32枚目、35枚目、38枚目、42枚目、45枚目、47枚目ないし49枚目、52枚目ないし54枚目、57枚目、58枚目、62枚目、66枚目、67枚目、69枚目、74枚目、75枚目、77枚目、78枚目、87枚目、89枚目ないし91枚目、103枚目及び107枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと</p> | |

| | | | |
|---|----------|--|--|
| | | 認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書きイに該当するものを除く。) | |
| | | 7枚目、15枚目、20枚目、21枚目、28枚目、58枚目、82枚目、87枚目、103枚目、104枚目及び107枚目のそれぞれ一部 | |
| | | 29枚目ないし31枚目及び83枚目ないし86枚目のそれぞれページ番号を除く全て | |
| 2 | 文書2及び文書5 | 29ページ、35ページ、47ページ、57ページ、73ページ、78ページ及び104ページのそれぞれ一部 | 自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。 |
| 3 | 文書2及び文書5 | 37ページの一部 | 他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。 |
| 4 | 文書2及び文書5 | 91ページないし93ページのそれぞれ一部 | 自衛隊の組織、編成、定員、現員に関する情報であり、これを |
| | 文書3 | 16枚目、81枚目ないし8 | |

| | | | |
|---|-------------|---|---|
| | | 3 枚目及び 8 7 枚目のそれぞれ一部 | 公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。 |
| | 文書 6 | 1 0 枚目、7 5 枚目ないし 7 7 枚目及び 8 1 枚目のそれぞれ一部 | |
| 5 | 文書 2 及び文書 5 | 1 0 8 ページ及び 1 1 0 ページのそれぞれ一部 | 自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。 |
| 6 | 文書 3 | 1 0 枚目、1 1 枚目及び 1 5 枚目のそれぞれ一部 | 自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。 |
| | 文書 6 | 4 枚目、5 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部 | |
| 7 | 文書 3 | 1 4 枚目、2 2 枚目、2 3 枚目、4 1 枚目ないし 4 3 枚目、4 5 枚目、4 6 枚目、4 | 自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にする |

| | | | |
|---|------|--|---|
| | | 8 枚目、5 3 枚目、5 5 枚目、5 6 枚目、6 2 枚目、6 3 枚目、6 8 枚目ないし 8 0 枚目まで、8 6 枚目、9 8 枚目及び 1 0 5 枚目ないし 1 0 7 枚目のそれぞれ一部 | ことにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。 |
| | | 9 9 枚目ないし 1 0 4 枚目のそれぞれ取り扱い区分及びページ番号を除く全て | |
| | | 1 0 8 枚目の取り扱い区分を除く全て | |
| | 文書 6 | 8 枚目、1 6 枚目、1 7 枚目、3 5 枚目ないし 3 7 枚目、3 9 枚目、4 0 枚目、4 2 枚目、4 7 枚目、4 9 枚目、5 0 枚目、5 6 枚目、5 7 枚目、6 2 枚目ないし 7 4 枚目、8 0 枚目、9 2 枚目及び 9 9 枚目ないし 1 0 1 枚目のそれぞれ一部 | |
| | | 9 3 枚目ないし 9 8 枚目のそれぞれ取り扱い区分及びページ番号を除く全て | |
| | | 1 0 2 枚目の取り扱い区分を除く全て | |
| 8 | 文書 3 | 1 7 枚目及び 5 1 枚目のそれぞれ一部 | |
| | 文書 6 | 1 1 枚目及び 4 5 枚目のそれぞれ一部 | 個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成、定員、現員に関する情報であり、これを公にするこ |

| | | | |
|---|-----|------------------------|--|
| | | | とにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。 |
| 9 | 文書3 | 58枚目、61枚目及び84枚目のそれぞれ一部 | 個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成、定員、現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察されるおそれ、また自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとともに自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に |
| | 文書6 | 52枚目、55枚目及び78枚目のそれぞれ一部 | |

| | | | |
|-----|------|------------------------|---|
| | | | 該当するため不開示とした。 |
| 1 0 | 文書 3 | 5 9 枚目の一部 | 他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。 |
| | 文書 6 | 5 3 枚目の一部 | |
| 1 1 | 文書 3 | 6 0 枚目及び 8 5 枚目のそれぞれ一部 | 自衛隊の組織、編成、定員、現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全 |
| | 文書 6 | 5 4 枚目及び 7 9 枚目のそれぞれ一部 | |

| | | | |
|-----|-----|----------|---|
| | | | を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。 |
| 1 2 | 文書3 | 9 7枚目の一部 | 個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。 |
| | 文書6 | 9 1枚目の一部 | |